

展示等承認貨物積戻し申告書（C-3410）

<一般的事項>

- (1) 申告書への記載は、すべてタイプライターをもって行い、和文又は英文とする。
- (2) 各欄への記載事項は、なるべく欄の下部に記載し、訂正のための余白を残すようにする。
- (3) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、その上方に訂正事項を記載する。

<申告書上段の記載要領>

「仕向地」欄には、貨物が最終的に仕向けられる場所を記載する。

「参加者住所氏名」欄には、国際博覧会等の参加者の本国住所及び氏名又は名称を記載する。

「代理人住所氏名」欄には、参加者に代わって申告する通関業者の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載する。

「通関士氏名」欄には、申告書の作成、審査を行つた通関士が記名（又はゴム印）する。

<申告書中段の記載要領>

中段の各欄は、展示等申告書中段の各欄の記載に応じて次により記載する。ただし、展示等の承認がされた貨物を原料としてできた製品（以下本項において「展示場製品」という。）を積み戻す場合には、その製品ごとに1欄に記載し、その下位に当該製品に対応する原料である貨物の数量をかつこ書で記載する。

「品名、個数、記号及び番号」欄には、展示等承認書(C)の中段に記載されている品名並びに当該貨物の積戻し申告時における包装又は容器に表示している記号、番号を記載する。

なお、貨物が展示場製品である場合の品名の記載は、上記ただし書による。

「単位」欄には、品名欄の貨物に係る展示等承認書(C)の単位を記載する。

なお、貨物が展示場製品である場合は、その製品の測定の単位として通常使用される単位を記載し、原料である貨物の展示等承認書(C)の中段に記載されている単位を下位にかつこ書する。

「数量」欄には、単位に対応する品名欄記載の貨物の数量を記載する。

なお、貨物が展示場製品であるときは、品名欄にかつこ書している品名（原料）の数量を下位にかつこ書する。

<申告書下段の記載要領>

「保税運送」欄には、運送先（積込港）及び保税展示場を発する日から運送先に到着する日までの予定期間を記載する。

「積込確認印」欄には、船舶又は航空機に積戻し貨物を積み込んだことを確認したときに積戻し許可書(C)に積込確認印を押なつする。

「許可印」欄には、積戻しを許可したときに許可書用(C)に許可印を押なつする。

「許可年月日」欄には、積戻し許可したときに原本(A)管理者用(B)及び到着証明書用(D)に記入する。

「管理者」欄には、税関に積戻し申告をする前に原本(A)に積戻し貨物である旨の確認を受ける。